

## 第二部 安全保障輸出管理

### i) 実効的・効率的マネジメントシステム構築へ向けて

グローバル化が進展する中で、大学においても技術等を国外へ提供する機会が増加しており、安全保障貿易管理に取り組む必要がある機関は増加しているが、実効的・効率的に安全保障貿易管理を取り組める体制構築には課題がある。安全保障貿易管理は、先進国を中心とした国際的な枠組みを基礎とした、外国為替及び外国貿易法等の法令遵守事項であることを、大学経営層、各研究者が認識し、取り組むことの意義と必要性を十分に認識することが重要であり、特に研究者自身が協力しながら取り組むことが求められるが、十分に理解が進んでおらず、組織的な情報把握ができていないケースもある。体制構築にあたっては、組織内におけるマネジメント人材の配置の在り方だけでなく、人材の確保・育成の在り方も検討し、整備する必要がある。

参照：産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインイノベーション促進産学官対話会議事務局 平成28年11月

### ii) 検討のフローチャートとスケジュール

以下のフォローチャートは安全保障輸出管理をこれから開始する大学を想定して、検討すべき項目を列挙し、想定スケジュールと各ステージでの課題を列挙した。安全保障輸出管理規程が構築されている大学においては、A～Dまでは確認だけして頂き、E、Fの検討を行う（図7）。

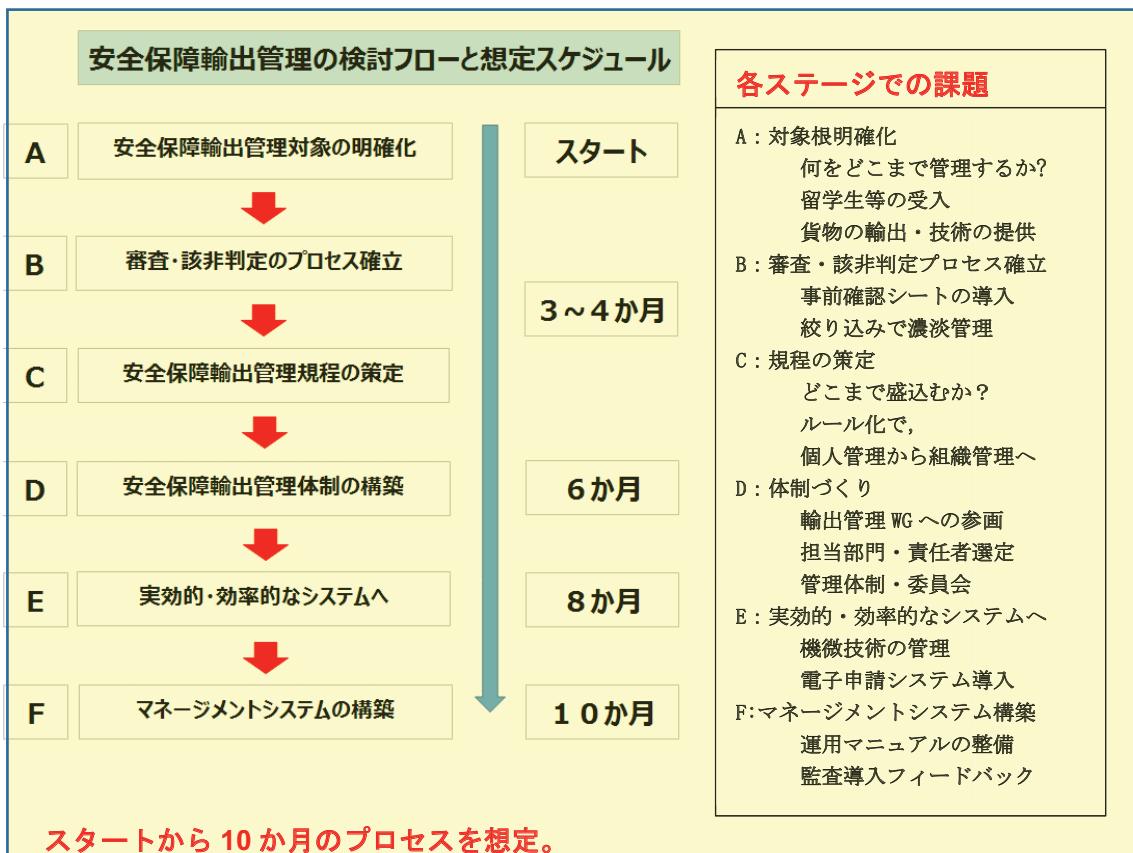


図7 安全保障輸出管理の検討プロセスとスケジュール

## 第1章 実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築

### 1-1. 安全保障輸出管理対象の明確化

#### 1-1-1. 大学が管理すべき管理対象

**議論と課題**：貿易管理、輸出管理、安全保障輸出管理どこまでをカバーするか？

外国為替及び外国貿易法で規制される貨物の輸出※、役務提供内容※。

具体的には、海外へ輸出する貨物、海外及び非移住者への技術提供（留学生等の受入による教育も含む）。※）貿易管理の内、安全保障輸出を主として管理

#### 法規制と規制内容

##### ■ 国内法等：法律・政令・省令・告示

外為法（外国為替及び外国貿易法）

貨物の輸出…輸出令（輸出貿易管理令）、貨物等省令、運用通達

役務の取引…外為令（外国為替令）、貿易外省令、役務通達

##### ■ 国際法等：大量破壊兵器の拡散防止等を目的とした国際的な輸出管理の枠組み

① NSG (Nuclear Supplies Group)核兵器拡散防止の原子力供給国G

② AG(Australia Group)化学兵器・生物兵器の拡散防止オーストラリアG

③ MTCR(Missile Technology Control Regime) ミサイル等の輸出規制

④ WA (Wassenaar Arrangement) 通常兵器の蓄積防止を目的とするWA

##### ■ 規制内容

① リスト規制…物（技術）のスペックから見た規制

② キヤッチャール規制…用途、需要者から見た規制

③ ホワイト国、外国ユーザーリスト、国連武器禁輸国、懸念国…国、機関から見た規制

#### 1-1-2. 管理対象（名古屋大学の例）

海外へ輸出する貨物、海外及び非移住者への技術提供（留学生等の受入による教育も含む）等の全ての案件に対して、表10に示す観点で捉え管理対象を明確化しています。

表10 管理対象の明確化

輸出管理の5要素	取引審査票の起票が必要となる場合	審査内容
①.何を	（武器、兵器等に用いられる恐れの高いもの） ・リスト規制（1～15項）に該当する貨物・技術	該非判定
②.どこの国？	（懸念のある国・注意を要する国） ・別表第4の国（イラン、イラク、北朝鮮） ・国連武器禁輸国（リビア等、12カ国）	取引審査
③.誰に？	（顧客・エンドユーザー） ・外国ユーザーリスト掲載企業・組織 ・軍関係又はこれに準ずる組織、原子力関係 （兵器製造業者、警察など武器を使用する団体を含む）	
④.何のために？	（用途・エンドユース） ・大量破壊兵器用途・通常兵器用途	
⑤.どういう条件？	（「取引」の内容） ・用途や利用目的が不明な場合（事前チェックリストで判断できないケース場合を含む）	

## 1-2. 審査・該非判定のプロセス確立

### 1-2-1. 審査・該非判定の考え方

審査は、口頭の事前相談を含め、書面により提供を受けた技術又は輸出貨物の名称・仕様、該非判定の根拠となる資料、仕向地、需要者名称等を確認する。

#### □ 該非判定のポイント

- ① 判定対象を特定する（これが不適の場合、該非判定が不十分となる）。
- ② 貨物の該非判定を行う—貨物等省令の仕様に該当するかを確認する。
- ③ 部分品や附属品、外付けユニットの該非判定を行う。
- ④ 技術の該非判定を行う（係る技術の表示項目は注意）。
- ⑤ 用途・需要者等の取引内容確認

#### □ 留意点

**議論と課題**：プレない審査を実現するには？

- ① 該非判定の対象は多岐にわたる。
  - ・学内の自作品だけでなく、外部の購入品等も含めてすべて。
  - ・装置全体、附属品、部分品等一分解出荷の場合は、分解品も判定する。
  - ・内蔵プログラムデータの判定も必要。
- ② 複数の項番で規制される場合がある。
- ③ 規制内容は、毎年、国際レジーム合意によって変わる可能性がある。

### 1-2-2. 審査・該非判定プロセス（名古屋大学の例）

□ 輸出管理手続きの流れを図8に示す。

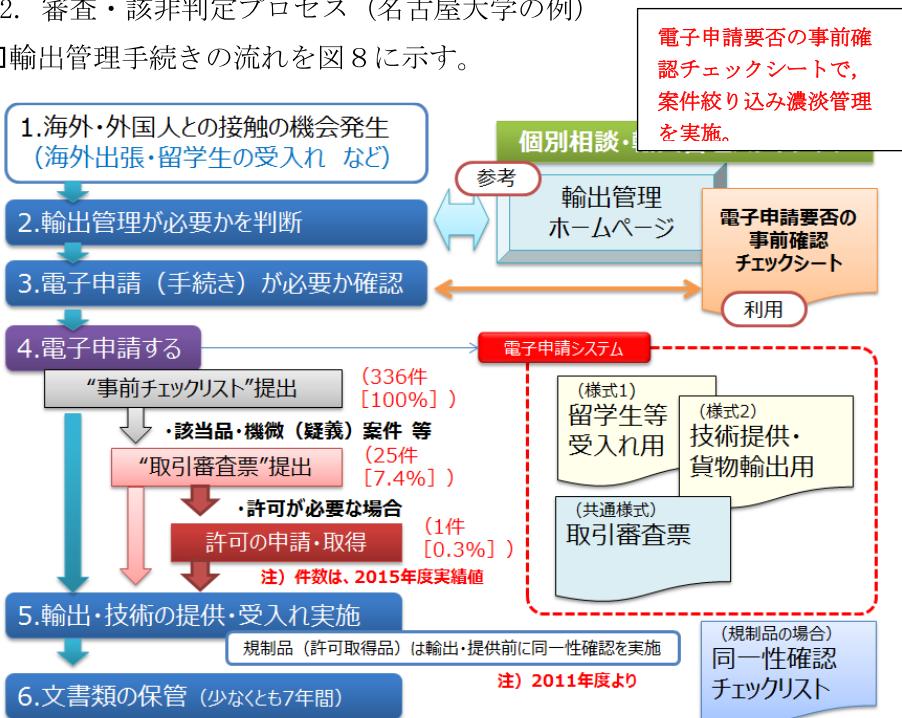


図8 安全保障輸出管理の検討プロセスとスケジュール

### 1-3. 安全保障輸出管理規程の策定

#### 1-3-1. 輸出管理規程の基本的な考え方

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 55 条の 10 第 1 項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を定める省令により、輸出や技術提供を業として反復継続して行う者は、「統括責任者」「該非確認責任者」を選任し、該非確認に係る手続を定め、監査を定期的に実施するよう努めること。

#### (議論と課題)

ルールを創り、輸出管理は個人管理から組織管理へ。

#### 1-3-2. 輸出管理規程（名古屋大学の例）

安全保障輸出管理規程は、参考資料 1. 輸出管理ハンドブックを参照のこと。

### 1-4. 安全保障輸出管理に係る学内体制のあり方

#### 1-4-1. 学内体制構築に当たっての基本的な考え方

マネジメント体制・システムの構築にあたっては、研究マネジメント及び産学官連携の担当部署等の他、組織内部局等に安全保障貿易管理の担当教員等を配置することの必要性も含めて検討する。**効果を最大化するためのマネジメント体制・システムの在り方を検討する。**また安全保障貿易管理に係る各種情報が、安全保障貿易管理の担当部署等と必要に応じて共有される体制とする。

#### 1-4-2. 学内体制（名古屋大学の例）

□安全保障輸出管理体制／体制と業務（図 9）

**議論と課題**：主管部門はどこで、管理は部局分散型、本部集約型のどちらかを選択、どのように機能させるか？

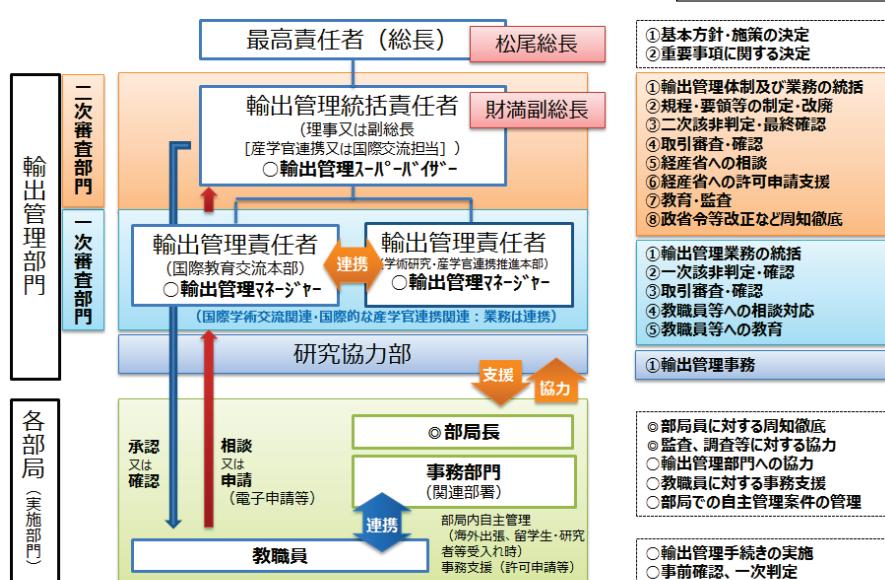


図 9 安全保障輸出管理体制と業務

## 1-5. 実効的・効率的なシステム構築へ向けて

### 1-5-1. 機微技術の管理の必要性

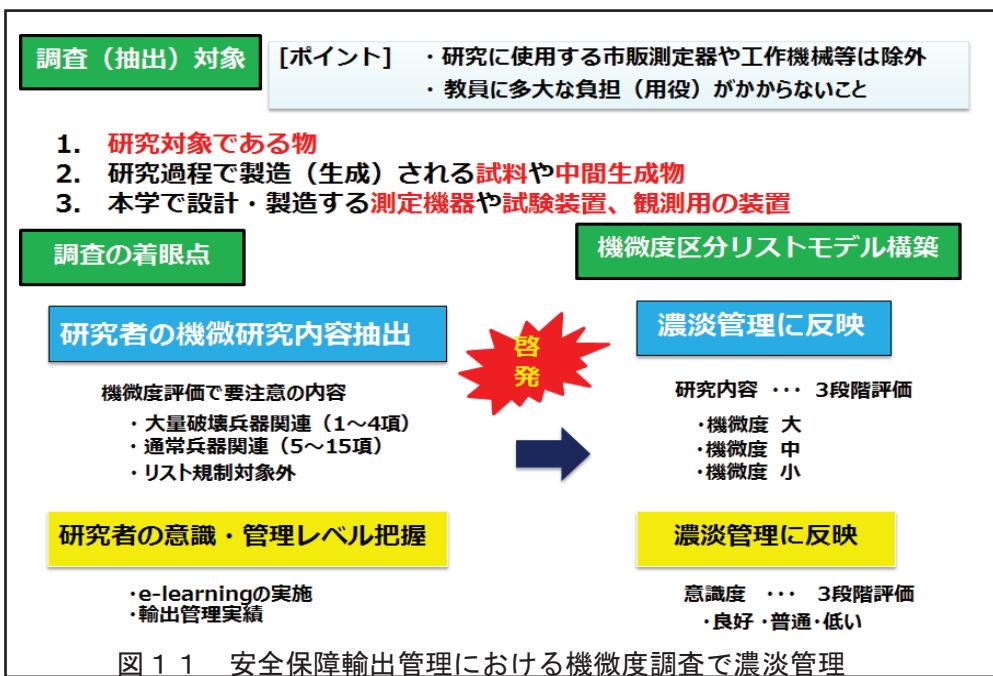
国際的な学術交流が高まり、留学生、外国人の研究者が著しく増加してきています。これに伴い、海外への技術提供や国内の非居住者へ接触する機会が一層増大し、大量破壊兵器の開発等につながる技術や貨物が大学より流出・拡散する可能性が高まっています。

議論と課題：機微度の把握と管理効率が課題。

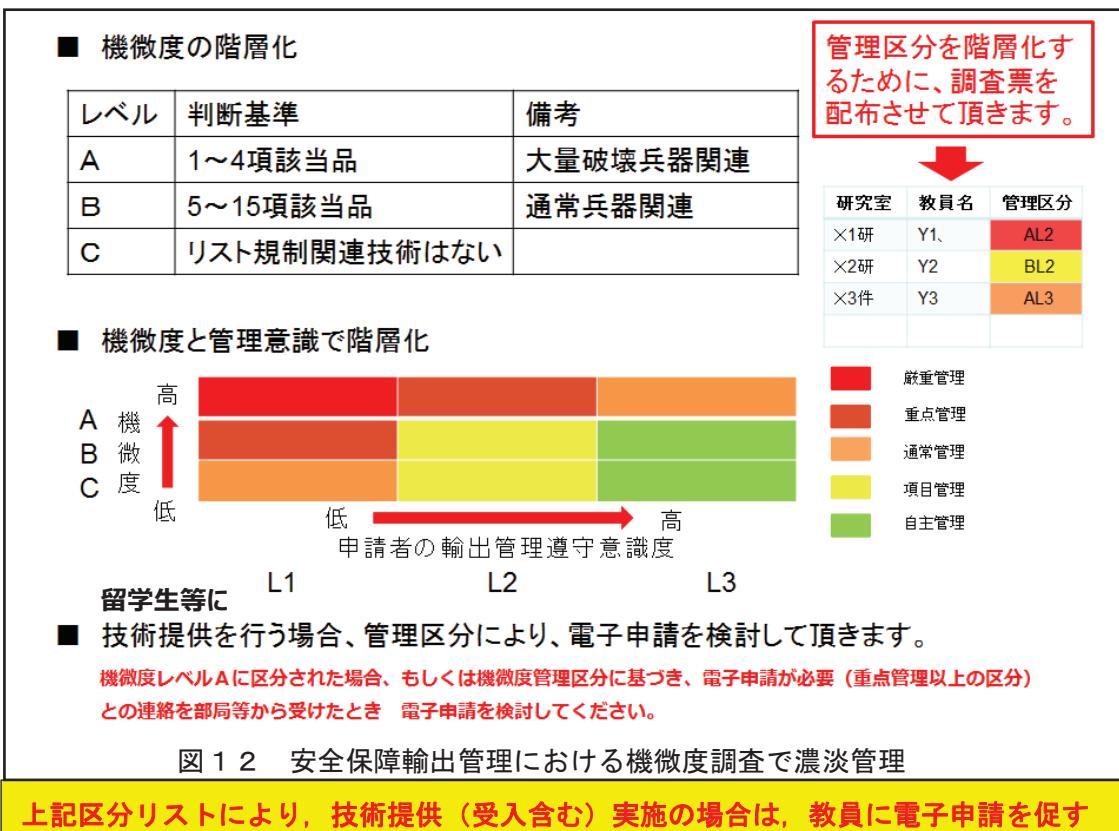
### 1-5-2. 機微技術の把握と濃淡管理（名古屋大学の例）



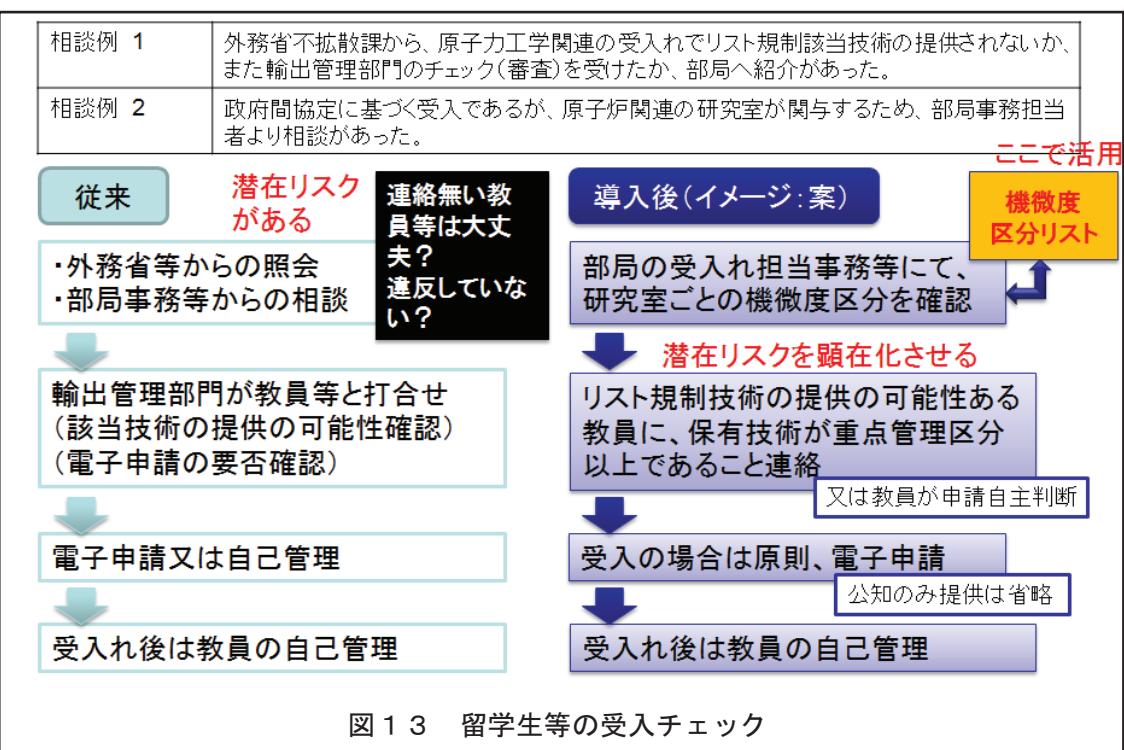
### 機微度調査/着眼点とモデル構築



## □ 機微度と管理意識で管理区分階層化：濃淡管理



## □ 留学生等の受入チェック 従来例（潜在リスク）と導入後の活用（イメージ）



□ 機微度調査 / <利用方法（想定案）>

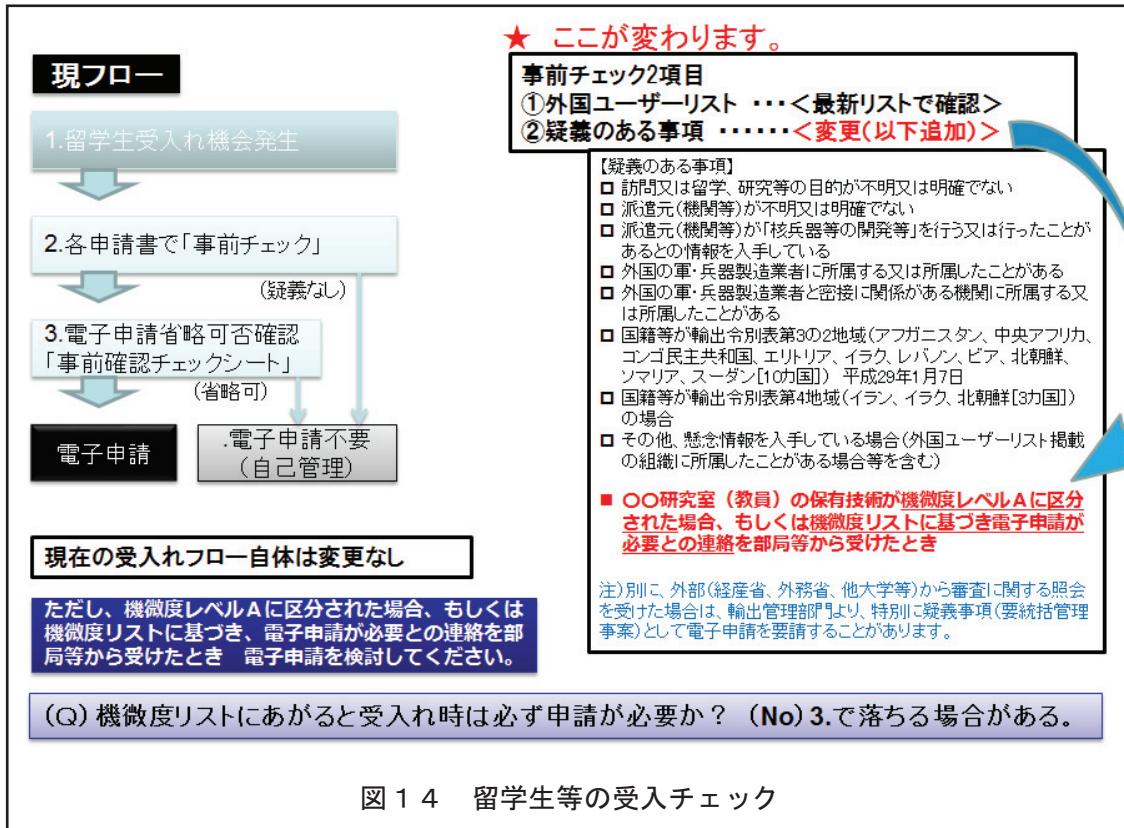


図14 留学生等の受入チェック

### 1-5-3. 電子化対応（名古屋大学の例）

<p><b>文科省リスクマネジメントモデル事業で、名古屋大学の 電子申請システムを全国大学へ普及・展開が求められている。</b></p>	<p><b>議論と課題：審査は 実効性・効率が課題</b></p>
<p><b>■ 要求仕様・考え方</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>アンケートにより全国の大学からの要求をまとめた</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 教職員が保有するパソコンから申請ができる動作環境とする。</b></li> <li><b>2 システムの基本的な機能を有すること。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークフローによる決済機能（ルート設定、条件定義、代理設定）</li> <li>・進捗管理機能（審査状況の確認等）</li> <li>・文書ファイル添付機能</li> <li>・メール通知機能</li> <li>・文書管理機能（データベースの構成、過去データの引用等含む）</li> <li>・検索機能</li> </ul> </li> <li><b>3 システムは安定性、追従性のあるものを使用し、輸出管理用の帳票類は現システムのものをベースに引き継ぐ。</b></li> <li><b>4 サーバー等については、十分なセキュリティを有すること。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>（輸出管理文書は、個人情報法的リスクを有する情報が含む）</li> <li>・サーバへのアクセスを制限、ウイルス対策の実施、不正侵入検知の実施</li> </ul> </li> </ol>	

**3つある**

**導入効果…処理時間短縮、蓄積データ活用、申請時間の短縮**

**<決裁フローのイメージ>**

申請者(先生・秘書等)

事前チェックリスト  
該非判定書  
カタログ等  
添付ファイル  
取引審査票

メール通知

申請

審査部門(担当者・責任者)

審査／承認

最終承認

**<画面例>**

管理者のみ

申請一覧表

- ・台帳管理
- ・文書管理
- ・ソート／検索

申請者／管理者

申請書ごとの内容

- ・承認履歴管理
- ・添付ファイル

**<効果(メリット)等>**

- ◆ 処理期間の短縮…(平均11.9→2.5日)
- ◆ 電子文書管理での蓄積データの活用…(過去の申請、該非判定書の活用)
- ◆ 先生の負担軽減…(申請書の作成時間 15~30分)

年度	平均日数	最大日数
2009年度	11.9	55
2010年度	5.0	34
2011年度	2.5	11
2012年度	2.2	9
2013年度	2.5	15

↑ 電子申請システムの導入

図 15 電子申請の導入効果

□ 電子申請導入後のチェックポイント…成功の秘訣

**<目標> 輸出管理の浸透と定着とともに継続性のある仕組みを構築する**

(相談件数、該非判定件数、申請・審査時間、教員の意識、改善度をチェック)

チェックポイント	指標	導入後の改善状況 (名古屋大学例)	改善の方策	具体的な取り組み
1 ・輸出管理 浸透と定着	・輸出管理 相談件数 ・該非 判定件数	・◎ (倍増) ・◎ (倍増)	・教職員への周知活動の継続 ・幹部層には監査で改善アピール ・インフラ (HP等) 活用	①説明会による啓発 ・教授会説明会 ・新任教員研修会での説明会(毎年4月) ②監査で現状把握 ・役員会議で報告 ③教材提供、解説書、手引き類作成 ・輸出管理ハンドブック、パンフレット等 ・Eラーニング研修
2 ・手続き簡素化 ・スピードアップ	・申請者の 申請時間 ・審査者の 処理時間	・◎ (1/2に短縮) ・◎ (1/4に短縮)	・手続きの簡素化 ・データベース化で処理時間短縮	①電子申請システム ('10/4導入、「15新システム導入」) ・独自作成のワークフロー方式を採用 ②濃淡管理を導入し、自己チェックを拡大 ・留学生等の受入れ等での 「自己チェック方式」等
3 ・継続性のある 仕組み	・新規 申請者数 ・リピーター 申請者数	・70人/年の増加 ・継続増加	・相談窓口・ホームページ充実 ・教職員が嫌気を起さないように ・気軽に相談できる窓口とHP充実	①窓口を審査部門の専門家に一本化 ・面談による相談対応を積極的に実施 ②ホームページの充実 ・濃淡管理、相談時に活用できるホームページ ③出張相談を実施 ・申請者申請業務の負担を下げる ・マニュアル見なくても申請できる。
4 ・費用/効果に に対するアピール	・技術流出防止 改善度	・技術流出防止件数 (本年度より)	・リスクの顕在化	①機微技術の把握

表 1 1 電子申請導入の評価指標と向上の秘訣

□ 電子申請の申請画面

安全保障輸出管理HP



電子申請を行う前には、該非判定書（対比表）やカタログや仕様書（貨物・技術の場合）もしくは、履歴書や研究計画書（留学生等の受入の場合）を準備します。システム上でこれら資料の添付が必要となります。

図 1 6 電子申請導入の申請画面

**□ 電子申請の事前チェックリストの入力画面**

<p><b>【NO.1】留学生等の受入用</b></p>	<p><b>【No.2】技術の提供・貨物の輸出用</b></p>
------------------------------	----------------------------------

図 17 電子申請導入の申請画面

10

**業務【技術提供・貨物輸出】**

①該非判定書等の添付資料を付けます。

②「文書保存」を選択します。

③入力内容を確認し、「提出」を選択します。

**審査部門での記入欄**

図 18 電子申請導入の申請画面

13

## 1-6. マネジメントシステムの構築

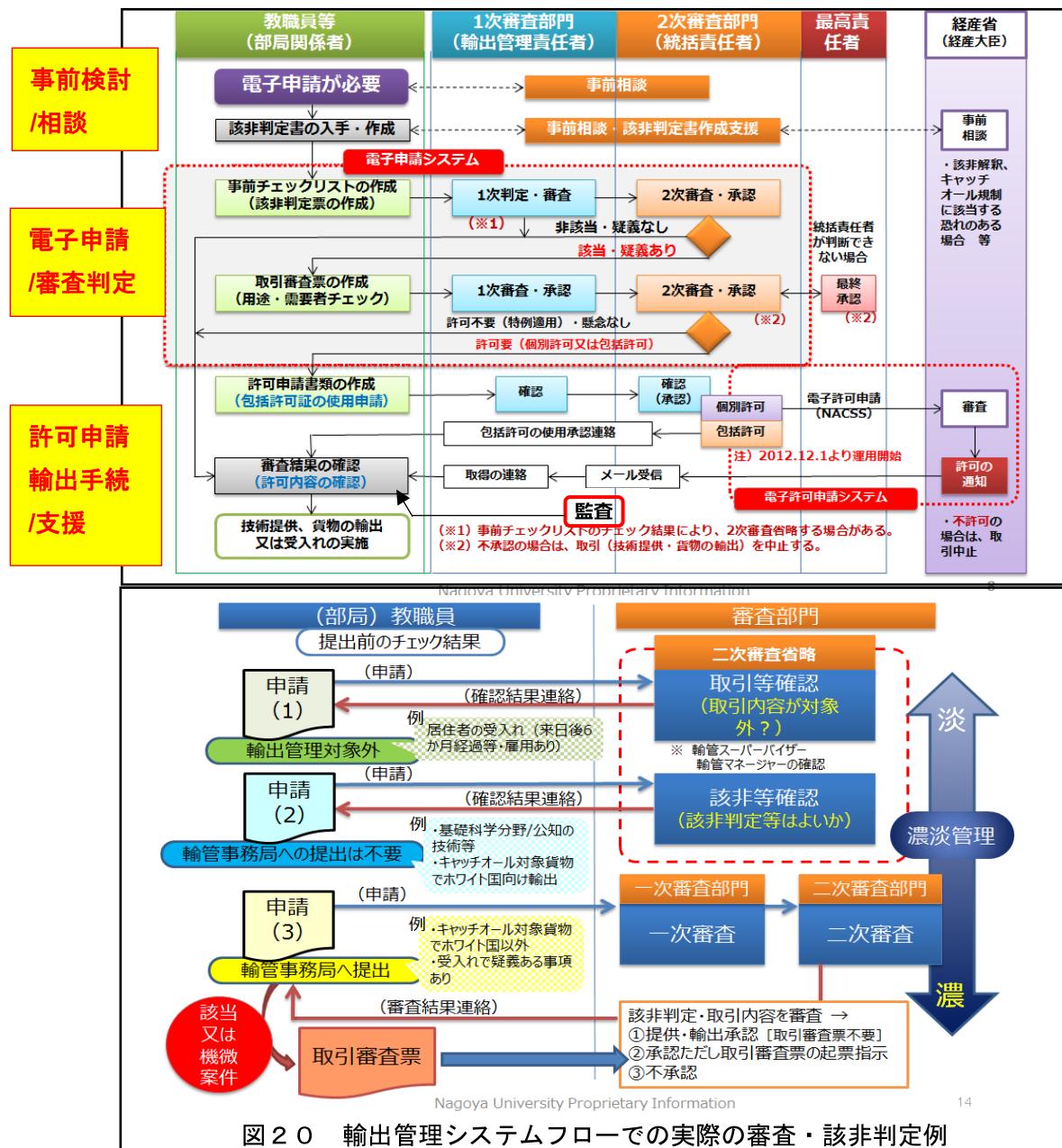
### 1-6-1. マネジメントシステムの考え方

**議論と課題：申請・審査業務の見える化が課題**

図19の輸出管理システムで、縦コラムが職制階層ごとの担当業務、横コラムが黄色枠で示した事前検討/相談、電子申請/審査判定、許可申請・輸出手続/支援業務である。これらがリンクして、一気通貫業務として実効的・効率的なマネジメントとなる。実際の審査・該非判定の例を図20に示す。

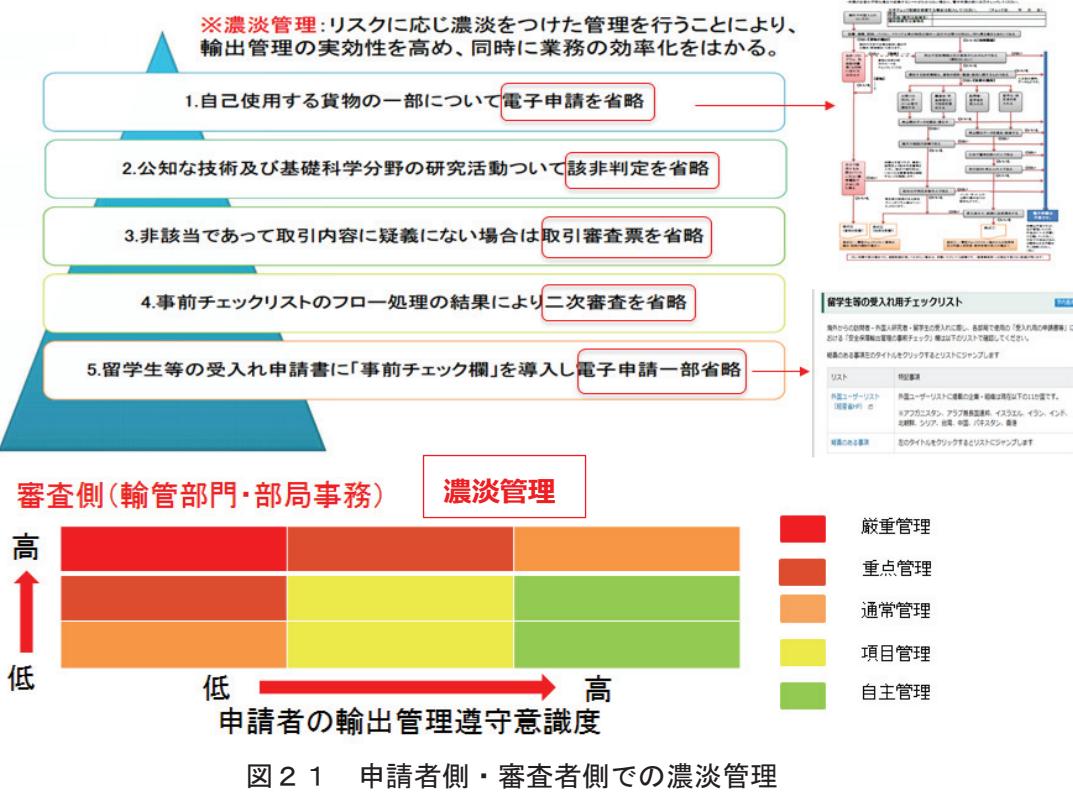
### 1-6-2. マネジメント体制・システムの構築（名古屋大学の例）

図19 輸出管理システムフロー図



□ 個人の管理から組織の管理へ実効的・効率的なマネジメントシステムへ

□ 申請者側



□ 運用マニュアルの整備

マニュアル等 以下の運用マニュアルでマネジメントシステムをサポート

- 留学生受け入れについて
- 遺伝子・生物等の輸出について
- 電子申請要否の事前チェック手順について
- 輸出管理システムについて
- 電子申請システムでの申請方法・審査方法
- 輸出許可等を適用して輸出を行う場合の手続き
- 輸出・提供後の機微該当品に係る特別管理について
- 個別許可の申請手続き
- 一般包括許可の適用手続き
- 貨物及び技術の同一性確認手続き
- 監査手続き
- 保管を要する輸出管理文書について
- 部局等の管理区分について
- 契約書等に輸出管理遵守基準記載要領

## 第2章 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化

### 2-1. 学長・理事長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の考え方

大学・国立研究開発法人経営層が安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性を適切に理解し、安全保障貿易管理に対する規程の整備、担当部署の明確化、予算・人員確保等の対応措置を図る。安全保障輸出管理の適切な管理を継続するため、定期的な管理状況のチェックと、適宜見直しを行うことができる学内体制を整えることが重要である。また、コンプライアンスの観点からも、経営層が、率先して、内外に向けて、安全保障輸出管理に取り組む姿勢を明確に示し、組織内の個々人すべてが、安全保障輸出の管理の当事者であるという意識を持って、継続的に対策を講ずることができる体制を整えることが重要となる。

**議論と課題：リーダーがビジョンを示し、これを実現させるための組織づくりが課題**

### 2-2. 総長のリーダーシップの下でのマネジメント強化（名古屋大学の例）

#### 2-2-1. 安全保障輸出管理に関して、全学的な体制・システム構築

NU MIRAI WG では、総長プラン「松尾イニシアティブ NU MIRAI 2020」で謳う「世界で卓越した大学にふさわしい内部統制と新たなリスク管理体制の整備、構成員のコンプライアンス意識の向上」の実現に向け、内部統制・リスク管理担当理事の下、総務課、研究支援課、監査室、法務室等の関係者により WG が立ち上げられ、名古屋大学にふさわしいコンプライアンス体制のあり方について検討した。この中で、NU MIRAI WG メンバーと協働による事業実施を行い、技術流出防止マネジメントについて、全学的なリスクマネジメントのあり方を検討した。具体的には、「名古屋大学安全保障輸出管理規程」に合わせ、これまでの関連部局だけではなく全部局を対象に「監査」を実施し、結果をフィードバックすることで、安全保障輸出管理に関して、個人の管理から組織の管理へと、全学的な体制・システムを再構築した。

#### 2-2-2. 経営層に、安全保障輸出管理が経営課題であることを日常的に喚起

学術研究・産学官連携推進本部会議や産連 WG 等において技術流出防止マネジメントの報告と情報共有を目的に、少なくとも四半期に 1 度以上、学術研究・産学官連携推進本部会議にて技術流出に関する情報共有を行った。安全保障輸出管理の監査予告・報告の折に、経営層に安全保障輸出管理等の技術流出防止マネジメントが経営上の重要事項であることを日常的に喚起した。

### 第3章 教員（研究者）等への普及啓発

#### 3-1. 普及啓発のポイント

安全保障貿易管理マネジメントには、マネジメント対象の技術内容を一番理解している研究者自身の関与が必要不可欠であり、安全保障貿易管理に係るリスクマネジメント人材等と協同で取り組む必要があるため、それ направленけた研究者の理解促進に向けた普及啓発を行う。その際、安全保障貿易管理が一律に研究等を中止・禁止する性質の対応を求められているのではなく、むしろ自由な研究環境を保障するという趣旨、安全保障貿易管理が必要となる技術分野は一部の特定分野だけではないこと等の理解を促すことに留意する。

#### 3-2. 普及啓発（名古屋大学の例）

表12に年間の啓発活動の一覧を示す。

- 教職員の意識・知識を高め、教職員が申請や相談してもらうようにすること
- 啓発活動は、継続的、地道に、あらゆる方法・機会を利用する … 近道なし

項目	内容	時期	備考／検討内容
説明会・研修会等	新任教員研修会	毎年4月	新任教員研修会で実施
	部局別説明会	毎年10～1月頃	教授会等での説明会
	教職員向け研修会	時期未定	定期開催（毎年）
配布資料	ハンドブック【第4版】	2～3年毎更新	全教職員へ配布
	★受入れ用パンフレット (担当教員、受入れ者用)	2013年12月作成、 2016年3月改訂 ホームページにも掲載	手続きを分かり易くする 受入れ者用に英文版あり
	経産省作成パンフレット	入手し全員に配布済	説明会等でも利用
電子教材	輸出管理ホームページ	2014年4月リニューアル	個別指導等でも利用、
	★Eメール研修	2013年後期のみ	全6回、メールマガジン方式
	★Eラーニング	2014年10月開始	負担の少ない方式を検討中
その他	①個別相談の機会に訪問・丁寧な指導、積極的な支援等 ②監査での部局長、事務担当に対する啓発（最新情報の提供、意見交換等）		

Nagoya University Proprietary Information

2

表12 輸出管理の普及啓発活動例

見出し番号は、前頁の表の右端の番号に対応

## 1 「学内の説明会・研修会等」

### ●「部局別説明会」

<概要> 部局の教授会にて、輸出管理の基礎や新電子申請システムを紹介。

<時期・回数> 2016年9月

部局7箇所にて実施⇒ 理学・工学・医学・環境医学・宇宙研・生命農学・未来材料システム

### ●「教職員向け説明会」

<概要> 部局別説明会の開催のない部局の教員や事務職員向け等に輸出管理の基礎や新電子申請システムを説明。

<時期・回数> 2016年9月 2キャンパスにて実施⇒ 東山キャンパス・鶴舞キャンパス

※ 他にも学生・留学生向けの講義やURA向け研修を予定している。

## 2 「安全保障貿易に係る輸出管理ハンドブック」

<導入の背景> 教職員について輸出管理を知ってもらう。

※2009年4月の導入前に配布し、啓発に利用。

<発行履歴> (初版) 2008年9月

(第2版) 2009年11月

(第3版) 2011年 1月

(第4版) 2012年10月

<内容> 輸出管理の概要、名古屋大学の輸出管理手続きなど



図22 輸出管理の普及啓発活動例

3

## 3-1 留学生等への啓発活動/パンフレット等

### 「留学生の受け入れ管理パンフレット」

<概要> 留学生又は外国人研究者の受け入れや  
受け入れ後の手続きをコンパクトにまとめた紙面。日・英対応。

<発行> 2013年12月 現在改訂中。

<種類・利用段階> 5種。A,B,D教職員用 C,E留学生等。

[パンフレットA（入口管理）] ……受入手続きをを行う時

[パンフレットB/C（中間管理）] ……受け入れ者在籍中

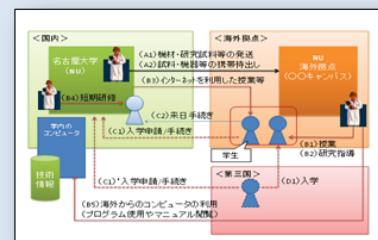
[パンフレットD/E（出口管理）] ……受入者帰国時



### 「（英語版）輸出管理ホームページ」



<概要> 安全保障輸出管理の法令・制度  
名古屋大学での輸出管理体制とシステム



### 「海外拠点における安全保障輸出管理マニュアル」

<概要> キャンパス・アジア等本学の海外拠点に  
在籍する教職員・留学生等に対して必要な輸出管理  
の知識や手続きの要点を示したもの

<発行> 2014年10月 現在改訂中

図23 輸出管理の普及啓発活動例

## 3-2 留学生用パンフレット（在籍時の注意点①）

### 【POINT 1】あなたが「技術の提供」を行う場合

あなたから海外へ「技術の提供」の例

母国等へデータ送信 一時帰国時の技術資料持出し 外国機関との共同研究 海外で技術支援（☆1） 海外へ技術データ譲渡（☆2）

(☆1) **技術支援**：技術指導・技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス  
(例) プレゼンソフトによる説明、口頭研究発表や指導等

(☆2) **技術データ**：文書又はUSBメモリ等の媒体もしくは装置への記録又はプログラム  
(例) 発表原稿、研究記録、設計図、マニュアル、実験データ等

### 【POINT 2】あなたが輸出管理が必要な他の研究室等に接触する場合

あなたが、輸出管理が必要な学問分野にあたる他の研究室（□ 特に輸出管理が必要な技術・学問分野の例を参照（次のページへ））に立入ったり、その研究室の留学生等と研究内容に関する交流をするとき。



### 【POINT 3】あなたが「貨物の輸出」を行う場合

#### 例1 外国への貨物の発送

国境を越えた物の発送。例えば、あなたが試料、材料、研究機器、試作品を母国や外国の研究者宛てへ発送する場合。

#### 例2 外国への貨物の持出し

国境を越えた物の持出し。例えば、あなたが電子機器、試料を海外での研究ためや、一時帰国時に持ち出す場合。

12

図24 輸出管理の普及啓発活動例

## 3-3 留学生用パンフレット（帰国時の注意点①）

### 【POINT 1】帰国時に、あなたが「技術の持出し」を行う場合

#### あなたが帰国する際の「技術の持出し」の例



#### Q&A

《Q》私は、本国で研究成果を論文にまとめるため、技術資料を持ち帰りたいと思ってます。技術資料が市販の書籍に掲載されている範囲でも、指導教員の許可はいりますか？

《A》指導教員の許可はいりません。この場合「技術の持出し」にあたりますが、内容が公知のものとして省略できるケースに該当します。

### 【POINT 2】帰国時に、あなたが「貨物の輸出」をする場合

#### 例1 外国への貨物の発送

国境を越えた物の発送。例えば、あなたが帰国時に研究に関連する試料、材料、研究機器、試作品を母国や外国の研究者宛てへ発送する場合。

#### 例2 外国への貨物の持出し

国境を越えた物の持出し。例えば、あなたが帰国時に研究に関連する電子機器、試料を持ち出す場合。



14

図25 輸出管理の普及啓発活動例

4

## 4 – 1 e-Learning ／ 概要・受講方法

### ＜概要＞

- 部局からの要望を踏まえ輸出管理部門で作成（2014年度から）
- 自席、学外から、教授会等での説明会に出席しない教職員のほか、学生の受講も可能

### ＜内容・受講方法＞

- NUCTを利用して受講する。
- 「教材①②」と「チェックテスト①②」の構成
  - ①「安全保障輸出管理の概要」
  - ②「学内手続き」
- 初心者向けで、基本的な知識の習得ができる

注2) NUCT : 大学等で広く使われているe-Learningシステムの一つで、教員が教材や設問を作り、ネットワーク環境を利用して授業を行うことができる。

### ＜反響＞アンケート結果より

- ・輸出管理の基本的なことを学べた。輸出等に注意したい。
- ・テキストが分かり易く効果的に学ぶことができた。
- ・研修を繰り返し行うことができるのが良い。

The image shows a screenshot of the Nagoya University e-Learning platform. At the top, there are two course descriptions:

- 1. 日本語版**: 安全保障輸出管理の概要 (全18頁)
- 2. 日本語版**: 名古屋大学における安全保障輸出手続き (全19頁)

Below these are two smaller screenshots of course pages:

- 名古屋大学の輸出管理の仕組みと手続き (全19頁)**
- 安全保障輸出管理** (with a thumbnail image of an airplane)

At the bottom of the main page, there is a navigation menu with several items, one of which is circled in red: **e-Learning**.

輸出管理ホームページからログイン

図 26 輸出管理の普及啓発活動例

9

## 第4章 リスクマネジメント人材の確保・育成

### 4-1. 人材の育成と外部機関の利用

組織内におけるマネジメント人材の配置の在り方を検討することに合わせて、人材の確保・育成の在り方や、外部への相談を可能とする体制の在り方を検討する。特定非営利活動法人产学連携学会等において、安全保障貿易管理に関する種々のガイドラインやマニュアルがインターネット上で公開されているため、それに基づいて、リスクマネジメント人材が、実効的に業務に取り組める環境を構築する。大学においては、研究環境（研究室内で複数の留学生がいる等の環境）の特殊性に配慮し、適切なマネジメントとなるようにする。

**議論と課題：専門家は必要か？専門家に頼らないシステム構築が課題である。**

### 4-2. 人材の育成と外部機関の利用（名古屋大学の例）

現状、専門人材による相談・審査を実施している。加えて、九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク、Day for Academia、経産省の説明会、CISTEC セミナーなどで、情報交換やアドバイスを受けている。

## 第5章 事例把握

### 5-1. 情報共有化

上述のガイドラインやマニュアルが公開されている中で、安全保障貿易管理に取り組むに際して、リスクマネジメント人材が取り組みやすい環境構築のために、大学・国立研究開発法人の内部外部の組織を越えて、情報共有を行えるようにする。

### 5-2. 情報共有化（名古屋大学の例）

九州地域大学輸出管理実務担当者ネットワーク、Day for Academia、経産省の説明会第24回アジア輸出管理セミナー、近畿経済産業局（名古屋大学現場体験会）、東海地区知財実務者情報交換会で名古屋大学の安全保障輸出管理について説明をおこなった。個別の大学では、豊橋技術科学大学、徳島大学、岐阜大学、筑波大学など名古屋大学の安全保障輸出管理について説明をおこなった。九州大学、長崎大学、熊本大学、情報・システム研究機構等の多数の大学・研究機関が来訪され、情報共有、電子申請システムのデモストレーションを実施した。

## **おわりに**

大学における技術流出防止マネジメントシステムを検討するにあたり、プログラムを進める上で色々な切り口からご議論いただき、自校に合致したマネジメントシステム構築に向けてのヒントを掴んで頂ければ幸いである。

## **参考資料**

### **秘密情報管理**

1. 秘密情報管理 URA 研修会教材
2. リスクマネジメント実務者研修会 教材
3. 秘密情報管理 e-Learning 教材
4. 秘密情報管理の事前アンケート 集計結果
5. 産学連携における秘密情報管理ポリシー
6. 産学連携における秘密情報管理ガイドライン

### **安全保障輸出管理**

1. 安全保障貿易に係る輸出管理ハンドブック
2. 安全保障輸出管理パンフレット
3. 安全保障輸出管理 e-Learning

以上の参考資料は、別紙で用意しております。ご要望があればお届けいたします。

## 編集

国立大学名古屋大学

学術研究・産学官連携推進本部

財満 鎮明, 一村 信吾, 鬼頭 雅弘, 宮林 毅, 石川 紗子, 本高 聰子

## 連絡先

### 連絡・相談窓口

#### [輸出管理全般]

○研究協力部 安全保障輸出管理担当

電話番号 747-6443 e-mail アドレス [anpo@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:anpo@aip.nagoya-u.ac.jp)

○学術研究・産学官連携推進本部 安全保障輸出管理担当

電話番号 747-6702 e-mail アドレス [anpo@aip.nagoya-u.ac.jp](mailto:anpo@aip.nagoya-u.ac.jp)

本書には、委託事業「産学官連携リスクマネジメントモデル事業」の成果が含まれております。